

「北区役所 司法書士相談」 Q&A

NO	質問	回答
1	どういった内容が相談できるのか。	相続、借地・借家、金銭貸借などの相談ができます。
2	申込人数は何名までか。 市外(区外)からの申込は可能か。	1日定員は6名(1人30分)です。 司法書士相談の対象者は、神戸市民(市内在住、在学、在勤)の方(法人を除く)です。 北区以外の方も相談は可能です。
3	募集期間・開催日はいつか。定員はあるか。	募集期間は、前開催日翌日の金曜日9時～開催当日の14時です。 開催日は、毎月第2・4木曜日(祝休日及び年末年始を除く)です。 定員は6名です。
4	先着か、抽選か。 抽選の場合、当落通知は送られてくるのか。いつまでに送られてくるのか。	先着順(6名)です。 申込みについてはインターネットでの申込となります。
5	受付開始(集合)・開場は何時からか。会場内は自由席なのか。入退室は自由か。	受付は、北区役所7階まちづくり課①番窓口で行いますので、予約された相談開始時間の10分前には必ず済ませてください。 会場は、北区役所7階の相談室です。
6	子どもを連れて参加できるか。未就学児は申し込みが必要か。	子ども・未就学児の同伴も可能です。
7	会場までの行き方。駐車場の有無	最寄り駅は、神戸電鉄鈴蘭台駅です。 ベルスト鈴蘭台に併設されている有料駐車場(利用時間に応じて上限範囲内でまちづくり課にて割引処理を実施)をご利用ください。
8	持ち物等は持っていく必要があるか。	特に持ち物は不要ですが、相談時間が30分となっておりますので、事前に相談内容をまとめたものなどがあればお持ちください。
9	天候による開催可否	原則、天候による開催中止はありませんが、災害発生時や悪天候等により交通機関が停止した場合は開催を中止する場合があります。
10	その他の問い合わせ・担当所管課について	北区役所まちづくり課 電話:078-593-1111
11	相談時間に遅れそうだ。	相談予約時間内に受付を終えていただければ、相談を受けていただく事はできます。ただし相談予約時間内での相談となりますので、相談時間は短くなります。
12	事前に司法書士の名前を知りたい。	北区役所まちづくり課へお問合せ下さい。ただし、司法書士のスケジュールの都合により急な変更があることもございます。
13	以前相談を受けた司法書士と同じ司法書士に相談をしたい。	司法書士は、兵庫県司法書士会からの派遣のため、同じ司法書士が毎回相談を受けるわけではありません。 同じ司法書士に相談したいということであれば、区役所まちづくり課で担当した司法書士の名前を確認し、お客様自身でインターネット等で連絡先をお探しいただくか、兵庫県司法書士会078-341-6554等へお問合せください。
14	同じ相談をまたしたいが、できるか？ 他の相談窓口(区役所や市役所)で既に同じ内容の事を3回相談済です。4回目の相談ですが、申込できますか？	原則として、1事案につき3回までとなっております。より多くの方にご利用いただけるように、初回の方を優先する場合がありますことをご了承ください。
15	相談をすれば必ず解決するか？	司法書士無料相談は、今後どのような形で問題を解決していったらよいかという方向性を導く事を趣旨としています。
16	プライバシーは守られるのか。	神戸市と兵庫県司法書士会との契約の中で、「市民相談員は相談者のプライバシー(個人情報)を守らなければいけない」としているため、ご安心ください。なお、司法書士は職務上の守秘義務があります。
17	本名を言いたくない。仮名でも良いか？	本名を言いたくない場合は仮名でも結構です。区役所での受付の際は仮名をお伝えください。